よくあるご質問

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問No. | 質　　問 | 回　　　　　答 |
| **1「資格要件」について** | | |
| 1-1 | 町外に転出予定ですが、転出先でも申請できますか。 | 1回の出産につき、1市町でのみ申請できます。  転出前の市町で受給済の場合は、受給上限に達していない場合でも、転出後の市町では補助対象外となります。 |
| 1-2 | 町外から転入しましたが、松野町で申請できますか。 | 1回の出産につき、1市町でのみ申請できます。  転入元の市町で未申請であれば、松野町で申請できます。  ※申請時に3か月以上継続して松野町に住民票があることなど、一定の要件があります。 |
| **2「補助対象」について** | | |
| 2-1 | 町外の店舗で購入した商品は対象になりますか。 | 対象になります。 |
| 2-2 | 省エネ家電が対象製品であることをどのように確認すればいいですか。 | 資源エネルギー庁ＨＰの省エネ型製品情報サイトでご確認ください。 |
| 2-3 | 通販やインターネットで購入した商品は対象になりますか。 | 注文履歴から印刷していただいた領収書等により「購入したものが対象品目に該当すること」「購入年月日」「購入金額、決済方法」などが確認できれば対象になります。 |
| 2-4 | リユース品（中古）やリース品（レンタル）は対象になりますか。 | 対象になりません。 |
| **3「補助金額」について** | | |
| 3-1 | 購入時にクーポンや割引券、電子決済等を使用していた場合は、補助対象になりますか。 | クーポンや割引券、ポイントを使用していた場合は、値引後の金額が対象となります。  また、商品券、ギフト券、ＱＵＯカード、プリペイドカード、ＥＤＹ等で支払った金額は補助対象です。  【例】下記の場合では8,200円が補助対象となります。  商品価格11,000円(税込)→割引券(2割)とポイント(600円分)使用後8,200円→商品券(5,000円)使用後3,200円→現金3,200円で支払い |
| 3-2 | 第2子以降も補助対象になりますか。また、多胎児(双子など）の場合、補助限度額はどうなりますか。 | 第2子以降も対象となります。  新生児1人あたり10万円(双子なら20万円)です。 |
| **4「申請手続き」について** | | |
| 4-1 | 申請は１回限りですか。  何回かに分けて申請することはできますか。 | １回の出産につき、申請は１回限りです。  なお、補助限度額に達していない場合でも、残額を翌年度以降に繰り越すことはできません。 |
| 4-2 | インターネットバンキングで購入した場合など、領収書が発行されないときは、どうすればいいですか。 | 支払口座の写し、商品内訳書や購入時の受付メール、製品の保証書などで、「購入したものが対象品目に該当すること」「購入年月日」「購入金額、決済方法」などが総合的に確認できれば、対象となる可能性があります。 |
| 4-3 | 領収書を失くした場合はどうしたらいいですか。 | 「購入したものが対象品目に該当すること」「購入年月日」「購入金額・決済方法」などが確認できないものは対象外となります。  領収書の再発行等については、購入店にお問い合わせください。 |
| 4-4 | 出産前に申請することはできますか。 | できません。 |
| 4-5 | 家電製品の「写真」はどのように撮ればよいですか。 | 下記の２枚をご提出いただくことが望ましいです。  ①製品の設置状況（全体）を写したもの  ②メーカー、機種、型番などが確認できる部分を拡大して撮影したもの |
| 4-6 | 申請締切日が3月末ということですが、出産が遅くなるほど申請期間が短くなり、不公平ではないでしょうか | 来年度以降も事業を継続できるよう、準備を進めています。  出生児の1歳の誕生日の前日までは申請できる見込みですので、ご理解をお願いします。  ※ただし、申請日と同一年度内に購入した物品のみ対象となります。 |